

転入について

「特定医療費（指定難病）医療受給者証」をお持ちの方が、他の都道府県から高知県へ転入される場合は、申請者の住所地を管轄する福祉保健所（高知市に転入される場合は、高知県健康政策部健康対策課）に書類を提出し、転入手続きを行う必要があります。

高知県の受給開始日は、申請書類を県が受理した日（必要な書類が全て揃った日）からとなります。

○全員提出が必要な書類

1	(様式第1号) 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
2	住民票 ※高知県内の自治体が発行した「世帯全員」の記載及び続柄のあるもので、交付日から3か月以内のもの（マイナンバーの記載ありのもの）
3	(様式第2号) 世帯調書兼個人番号調書
4	医療保険の資格情報が確認できる資料（詳細は、別紙をご確認ください） ※受給者が ① 被用者保険の被保険者の場合 ⇒ 受給者分のみ ② 被用者保険の被保険者家族の場合 ⇒ 受給者と被保険者分 ③ 国保・国保組合・後期高齢者医療保険に加入している場合 ⇒住民票上で同一世帯かつ同じ医療保険に加入している方全員分
5	番号法に基づき申請時に必要な書類 ・個人番号が確認できるもの（通知カード・個人番号カード等）
6	転入する前の自治体で交付を受けた受給者証の写し

◆ 生活保護世帯の方は、1、2、5、6と生活保護受給証明書を提出してください。

○該当する場合に必要な書類

7	所得を証明する書類 ・転入時に医療保険が変更になる方は、前年度の1月1日時点に在住していた自治体が発行する所得課税証明書 ※国保・後期高齢者医療の方も管轄する自治体が変更になりますので、所得を証明する書類の提出が必要となります。 ※受給者が ① 被用者保険の被保険者の場合 ⇒ 受給者分のみ ② 被用者保険の被保険者家族の場合 ⇒ 被保険者分（ただし、被保険者が非課税の場合は、受給者の分も必要） ③ 国保・国保組合・後期高齢者医療保険に加入している場合 ⇒住民票上で同一世帯かつ同じ医療保険に加入している方全員分
8	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合に加入されている方で市町村民税非課税世帯の場合は、同意書（様式第1号別添2）をご提出ください。 ※申請者が扶養に入っている場合は、申請者と被保険者分の同意が必要です。
9	同一世帯に指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方がいる場合は、受給者証の写しを添付してください。（申請中の場合は、その旨を申請書に記載）

◆ 上記書類のうち、4、7について、世帯調書兼個人番号調書にマイナンバーを記載いただくと、情報連携により省略できる場合があります。なお、情報連携照会で回答を得られなかった場合は、紙での提出が必要となります。